配偶子（卵・精子・受精卵）破棄同意書・及び移送同意書

すこやかレディースクリニック

院長　斎藤憲康　殿

私たち夫婦は、延長手続きを行わず保存期限を過ぎた場合には配偶子

（卵・精子・受精卵）を破棄することに同意致します。

又、貴院もしくは自身の理由により診療が続けられない場合においては

配偶子（卵・精子・受精卵）を了解が得られている施設へ移送することに

同意致します。

凍結日　　　　年　　月　　日

同意日　　　　年　　月　　日

妻（直筆）　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

夫（直筆）　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

＊凍結保存期間は1年となります。

　延長手続きは1年ごとご夫婦の申し出により行っています。

（最長期間あり）

　保存期間満了日までに必ず延長又は破棄の申し出を行って下さい。

　原則、満了当院からの連絡は行っておりません。